平成20年度 公共事業再評価

県営海岸保全施設整備事業（高潮対策）

大 詫 間 地 区（佐賀市川副町）

平成20年10月30日

海岸保全施設整備事業とは・・・

「海岸法」に基づき指定した「海岸保全区域」において、海岸堤防等の「海岸保全施設」を整備し、住民の生命・財産を高潮や津波、波浪、浸食から防護することにより、国土の保全と民生の安定を図ることとと目的とする事業です。

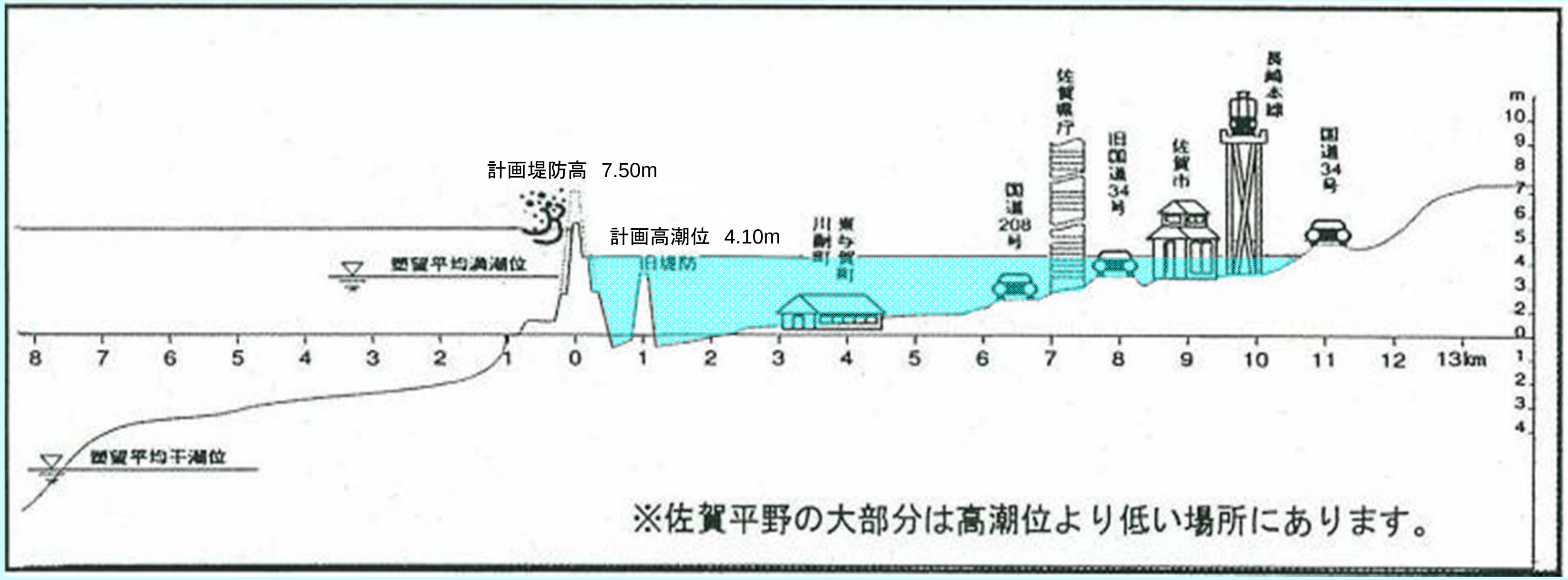

海岸保全施設整備事業の概要

海岸の現状

・本県は、台風の常襲地帯であり、たびたび高潮災害が発生
・有明海沿岸の海岸堤防は、沈下等による老朽化が進んでおり、防護機能が低下

事業の実施

消波工や堤防の嵩上げ等、
緊急性の高い箇所からの整備

事業の効果

高潮、浸水被害の解消

現在の取組み

〇直轄海岸保全事業　　　　　2地区
（国土交通省・農林水産省）
〇県営海岸保全事業　　　　10地区

有明海沿岸　海岸保全事業　実施状況

農水省所管（農村振興局）		国交省所管（河川局）	
①	大詫間	①	大詫間海岸
②	南川副	②	川副海岸
③	国造	③	芦刈海岸
④	西川副	④	有明海岸
⑤	東与賀	⑤	東与賀海岸
⑥	久保田	⑥	嘉瀬海岸
⑦	福富（直轄）	⑦	福富海岸
⑧	廻里江	⑧	鹿島海岸
⑨	浜		
⑩	七浦		
⑪	有明（直轄）		

凡　例		採　択　要　件
	県営海岸保全事業（農水省所管）	総事業費　1億円以上 1Kmあたり防護面積5haまたは防護人口50人以上
	国交省直轄海岸保全事業 有明海岸（H20完了予定）	総事業費　50億円以上
	国交省直轄海岸保全事業 有明海岸（H15完了）	
	農水省直轄海岸保全事業 福富地区（実施中）	
	農水省直轄海岸保全事業 有明地区（H17完了）	

海岸保全施設整備事業

大詫間地区

位置図

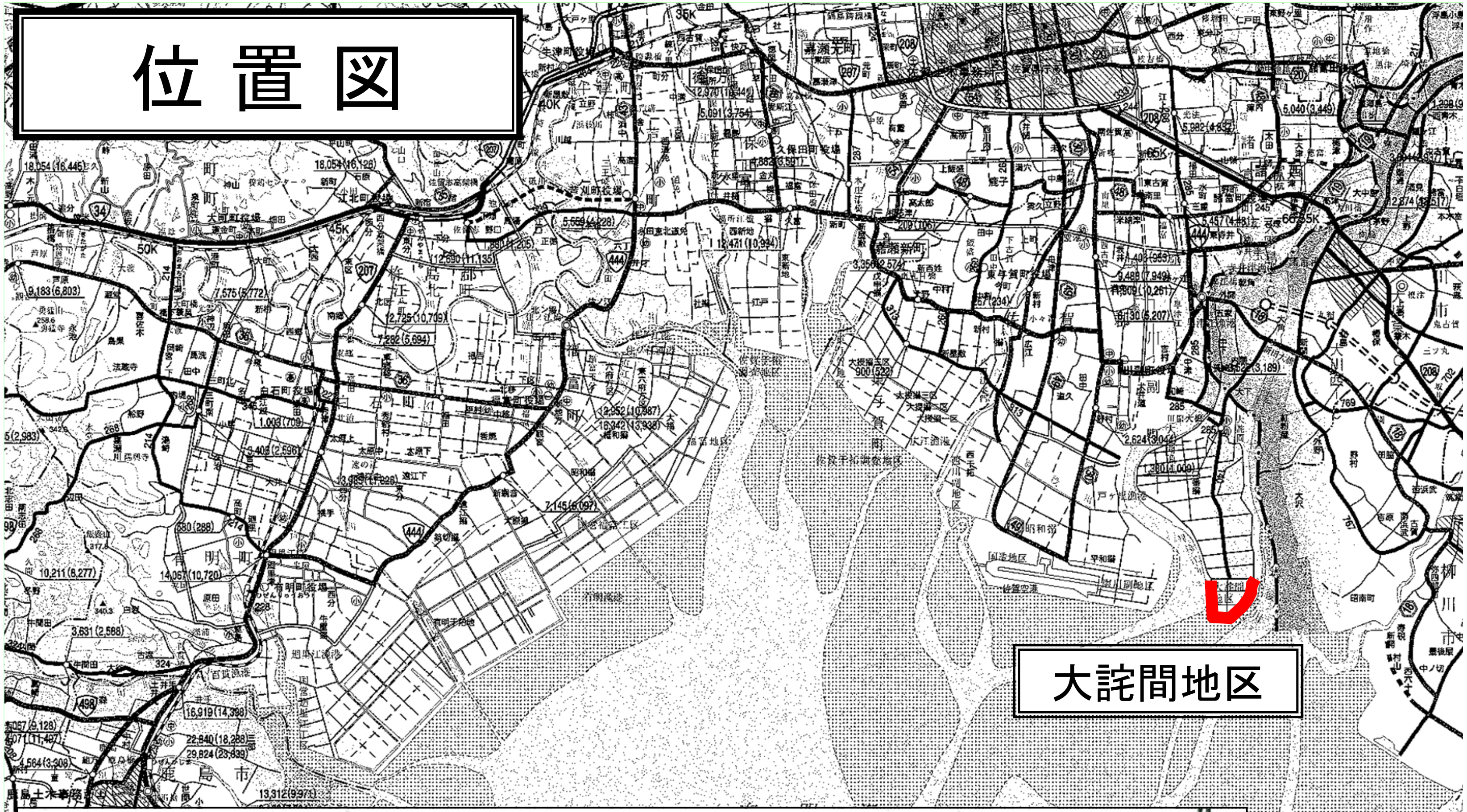
大詫間地区

標準断面図

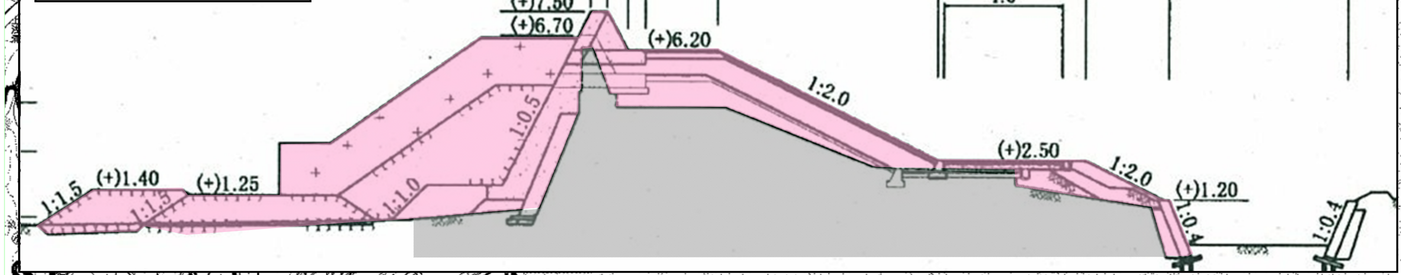
0.56
0.7
0.6
2.4
7.4
5.0
4.0
2.8
6.0
(+)7.50
(+)6.70
(+)6.20
1:0.5
1:2.0
(+)2.50
1:2.0
(+)1.20
1:0.4
1:0.4
1:1.0
1:1.0
(+)1.40
(+)1.25
1:1.5
1:1.5

大詫間地区の海岸堤防の現状

- 海岸堤防は、干拓事業（S20～43）により造成
- 有明海岸の沖積粘土などの極軟弱地盤上に築造
  ⇒　不等沈下による亀裂発生等が発生
- 堤防高は、伊勢湾台風クラスを想定し、T.P+7.5m（既設+6.7m）で設定

過去の台風による被害　（昭和60年台風13号）

越波により流出した背面盛土（大詫間地区）

越波により流出した背面盛土（大詫間地区）

大詫間地区　海岸保全施設整備事業 概要

【全体計画】

- ･事業着手年度　昭和48年度
- ･完了予定年度　平成29年度
- ･整備延長　2,387m
- ･主要工種　堤防工、消波工、樋門工(1箇所)
- ･防護面積　663ha
  （農用地463ha、宅地53ha、その他147ha)
- ･総事業費　4,783百万円
- ･進捗率　50.0%（平成19年度末　事業費ベース）

平 面 図

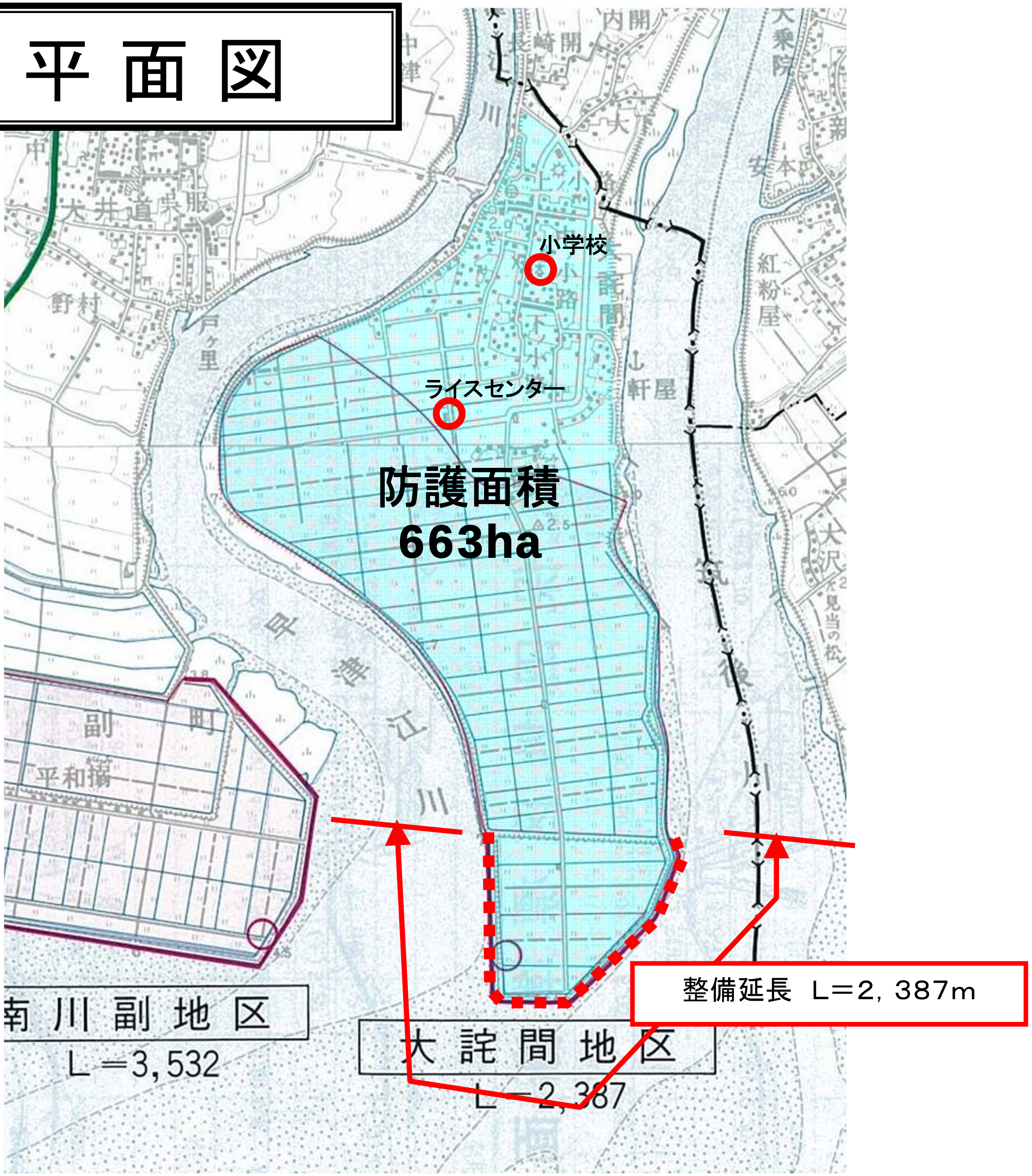

費用便益比　B／C

・総費用C：　4,783百万円
・総便益B：15,922百万円（被害防止額）

内訳　・農作物被害　　1,190百万円
（水稲、麦、大豆ほか）
・一般、公共土木施設等被害　　14,732百万円
（水田、家屋、ライスセンター、海苔協業施設ほか）

費用便益比（B／C）＝15,922÷4,783＝<u>3.33</u>

事業の継続について

事業の必要性

・地区は、高潮位より標高が低く、来襲する台風の規模やコースによっては、高潮災害や越波による塩害が発生する危険性がきわめて高い。
・背後地には、干拓事業で造成された優良農地やライスセンター、一般の家屋等も存在

↓

事業の実施により
・防災上の安全度の向上
・高潮被害の解消、防止
・地域住民の生命・財産と安全安心の確保

↓

以上のことから、事業の継続が必要です。